

室蘭市出会いの場サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者世代の市内への定着促進に向けた取組として、独身者の出会い・交流の場を積極的に創出する事業を行う団体に対する「室蘭市出会いの場サポート事業補助金」の交付について、室蘭市補助金等交付規則（昭和62年室蘭市規則第31号。以下「規則」という。）の規定に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 市長は、補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象団体に対して補助金を交付する。

2 前項の規定による補助対象事業の区分ごとの内容、補助対象経費、補助率、補助金の額については、別表1および別表2によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業が次のいずれかに該当するときは、補助対象としない。

- (1) 市の他の補助金の交付を受けている事業
- (2) 他の団体を補助する事業
- (3) 団体の運営を目的とする事業
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とする事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗をに反する事業
- (6) 特定の商品の販売若しくは販売の斡旋又は事業以外の業務への勧誘等を含む事業
- (7) その他補助することが適当でないと認める事業

(補助対象団体)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる団体は、市内に活動拠点を有する法人または任意団体とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 政治活動、宗教活動を行うことを目的とした団体
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反する団体
- (3) 室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係のある団体
- (4) その他補助することが適当でないと認めるもの

(個人情報等)

第4条 補助対象事業を実施する団体は、当該事業の実施に際して知り得た個人情報の適正な管理及び利用に努めるとともに、参加者から苦情等が発生したときは、誠意をもつ

て自主的な解決に努めるものとする。当該事業の完了後においても同様とする。

- 2 補助対象事業に参加した者同士が結婚したときは、補助対象事業を実施した団体は、当該参加者の同意を得た上で市長へその旨を可能な限り報告するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金を受けようとする団体は、補助金等交付申請書（共通様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

- (1) 事業実施団体の概要（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 事業収支予算書（様式第3号）
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、申請書の提出を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付が適当と認められたときは、補助金の交付を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書（共通様式第16号）により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（共通様式第11号）に、次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第4号）
 - (2) 事業収支決算書（様式第5号）
 - (3) 事業に要した費用の領収書の写し
 - (4) 事業実施時の記録写真
 - (5) その他、市長が必要と認める書類
- 2 市長は前項の報告書等を審査し、補助金の交付が適当と認められるときは、補助金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

補助対象事業	独身者の出会い・交流の場を創出する事業（市内において実施する場合）
内容	次の各号のいずれにも該当する事業 （1）成人の独身者に健全な出会いの機会を提供する交流会、イベント等（以下「交流イベント等」という。）を実施すること。 （2）交流イベント等の参加者は概ね20人以上とし、その半数以上が市内居住者であること。 （3）交流イベント等の参加者は、その半数以上を公募するよう努めること。 （4）交流イベント等は、市内において実施すること。 （5）交流イベント等の参加者向けのセミナーを実施すること。
補助対象経費	補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。 （1）飲食費、交通費、宿泊費 （2）記念品及び手土産品 （3）備品購入費 （4）その他社会通念上適当でないと認める経費
補助率	定額
補助金の額	15万円を上限とした定額とする。
備考	

別表2

補助対象事業	独身者の出会い・交流の場を創出する事業（インターネットを介して実施する場合）
内容	次の各号のいずれにも該当する事業 （1）インターネットを介した成人の独身者の交流イベント等を実施すること。 （2）交流イベント等の参加者は概ね12人以上とし、その半数以上が市内居住者であること。

	<p>(3) 交流イベント等の参加者は、その半数以上を公募するよう努めること。</p> <p>(4) 交流イベント等の参加者向けのインターネットを介してセミナーを実施すること。</p>
補助対象経費	<p>補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。</p> <p>(1) 飲食費、交通費、宿泊費</p> <p>(2) 記念品及び手土産品</p> <p>(3) 備品購入費</p> <p>(4) その他社会通念上適当でないと認める経費</p>
補助率	定額
補助金の額	15万円を上限とした定額とする。
備考	